

平成31年4月25日

第10回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 10 回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成 31 年 4 月 25 日(木) 午後 3 時 30 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 5 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可取消について
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（~~用途区分変更~~・除外・~~編入~~）申出の意見決定について
- 議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び諮問決定について
- 議案第 5 号 農用地あっせん申し出について
- 議案第 6 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八 郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 耕 太 郎
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

12 番 南 耕 太 郎

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

3 番 今 村 秀 一

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

担い手振興係主査

担い手振興係技師

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

前 田 昭 市

下温湯 美 里

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

- 1 開会 午後3時30分
- 事務局 ご起立願います。
一同礼。
指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。
(唱和)
ご着席ください。
- 議長 ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第10回指宿市農業委員会を開会いたします。
本日の議事録署名委員に「7番委員」と「6番委員」を指名いたします。
- 事務局 早速議題に入ります。
報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。
報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についての説明をいたします。議案書の1ページをお開きください。
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
- 議長 以下については、お目通しください。以上で説明を終わります。
ただいま事務局の説明のとおりであります。
- 事務局 次に、報告第2号 農地法第5条の規定による許可取消についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。
報告第2号 農地法第5条の規定による許可取消についての説明をいたします。
議案書の4ページをお開きください。
申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
本案件は、平成16年9月24日に申請があり、堆肥舎として許可を受けていた案件であります。当時は、兄弟所有の農地を、譲受人が使用貸借し、堆肥舎として整備しましたが、今回、譲受人が申請地を買い取り、堆肥舎の建て替えをするため、使用貸借権での5条許可を取り消すものです。なお、本日議案第4号にて所有権移転での5条申請をご審議いただくこととしております。
- 議長 以上報告を終わります。
ただいま事務局の説明のとおりであります。
次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定」についてのうち所有権移転分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定」についてのうち所有権移転分を説明いたします。

議案書の5ページをお開きください。

今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は6件になります。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から6につきましては、お目通しください。

今回の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま。

皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、所有権移転分について、ご審議願ひます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明をいたします。

議案書7ページから15ページになります。

今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案32件です。

内訳は、新規の利用権設定が30件、再設定が2件、合計面積は、61筆48,093.02㎡となっています。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下につきましては、お目通しください。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 ただいま事務局の説明のとおりであります。

	<p>それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番について、ご審議願います。</p> <p>これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、31番委員の退席を求めます。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
5番委員	<p>案件についてはありませんが、元号の表記はR（令和）でなくても良いのでしょうか。</p>
事務局	<p>元号については、法律施行前でありますので5月以降変更することとなります。</p>
5番委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>ほかにご質疑、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>「なし」の声あり。</p>
議長	<p>議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>（31番委員の復席確認）</p> <p>次に、議案第1号のうち利用権設定分の3番について、ご審議願います。</p> <p>これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、33番委員の退席を求めます。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>「なし」の声あり。</p>
議長	<p>議案第1号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>（33番委員の復席確認）</p> <p>次に、議案第1号のうち利用権設定分の4番から6番につきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので担当委員の報告を求めます。</p>
17番委員	<p>番号4番から6番につきまして、4月2日に、私と37番委員で調査</p>

を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。オクラ30a、スナップエンドウ20aを栽培し、目標年間販売高は約500万円を目指しております。申請人は、以前■■■■で会社員をしていましたが、指宿に帰り農業を始め15年ほどになるそうです。以前より、兄・姉と一緒に農業に従事しており、栽培技術・農機具等の操作の問題もありません。農機具は、自己の所有しているものを利用するそうです。今後は、耕作する農地を増やし、ハウスを持ちたいと考えているとのことでした。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

議長

ただいま担当委員の報告のとおりでございます。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から6番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の4番から6番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に議案第1号のうち利用権設定分の7番と8番につきましても、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので担当委員の報告を求めます。

13番委員

番号7番から8番につきまして、4月3日に、私と33番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。オクラ10a、ソラマメ20a、スナップエンドウ4aを栽培し、目標年間販売高は約300万円を目指しております。申請人は、長年兼業農家として農作業に従事してきましたが、退職を機に、夫婦で本格的に農業をされるそうです。農機具は、自己の所有しているものを利用し、兼業農家であったことから栽培技術・農機具等の操作の問題もありません。今後は、オクラなどの作付面積を少しずつ増やして、

収益を上げていきたいと言われていました。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。

議長

ただいま担当委員の報告のとおりでございます。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の7番と8番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の7番と8番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の7番と8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に議案第1号のうち利用権設定分の9番と10番につきましても、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので担当委員の報告を求めます。

20番委員

番号9番から10番につきまして、4月2日に、私と会長で調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。梅15a、アボカド10a、サトイモ3a、ヤマイモ3a、みかん2a、オクラ0.6aを栽培し、目標年間販売高は約150万円を目指しております。梅、アボカド等は、収穫ができるようになるまで数年かかるため、オクラ、サトイモ、ヤマイモの販売高となっています。申請人は、建築業の仕事をしていますが、視力が弱くなり以前のように働くことができなくなったため、農業を始めることとしたそうです。農機具は、自己の所有しているものを利用し、足りない農機具は購入する予定とのことでした。永年性の作物を栽培するため、数年後に今回借入れた農地を購入する予定です。あわせて、農地にあったハウスの片付けを行ったため、使用貸借での借り入れとなりました。

なお、営農計画書を資料の3ページに添付していますので、ご参照ください。

議長

ただいま担当委員の報告のとおりでございます。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の9番と10番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8 番委員 使用貸借権での設定になっていますが、永久作物を植えるということで後々は購入するという話になっていると理解してよろしいのでしょうか。

20 番委員 この設定は貸人、借人が以前職場の同僚で、貸人は現在■■■■■■■■■■に住んでおりますが、申請地の隣には貸人がもともと住んでいた住居もあります。将来的にはこの住居も撤去し、隣の土地も一緒に購入したいとの意向でありました。

事務局 使用貸借の理由につきましては、1 点目がもともとあったハウスを借人が片づけたということと、2 点目は今、委員がおっしゃったとおりすべての土地を購入予定で話がされているとのことでした。

8 番委員 分かりました。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第 1 号のうち、利用権設定分の 9 番と 10 番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 9 番と 10 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に議案第 1 号のうち利用権設定分の 11 番から 13 番につきましても、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので担当委員の報告を求めます。

5 番委員 番号 11 番から 13 番につきまして、4 月 11 日に、私と 24 番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回利用権設定をし、30a を超えることから新規就農者となりました。オクラ 15a、スナップえんどう 20a を栽培し、目標年間販売高は約 300 万円を目指しております。申請人は、県外で仕事をしていましたが、帰郷を機に農業を始めることにしたそうです。

農機具などは、友人の所有しているものを借用し、操作なども教えてもらうそうです。また、一人で農作業に従事するため、多忙時は、友人に手伝いをお願いするとのことでした。今後は、カボチャ・ブロッコリーなどの作物を導入していきたいと言われていました。

なお、営農計画書を資料の 4 ページに添付していますので、ご参照ください。

議長	<p>ただいま担当委員の報告のとおりでございます。</p> <p>それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の11番から13番について、ご審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
3番委員	<p>11番の賃借期間が3年となっておりますが、新規就農者ということで、新規就農給付金を受ける予定があるのでしょうか。あるのであれば3年の期間では不都合があるのではないかと思います。確認はされているのでしょうか。</p>
事務局	<p>新規就農給付金の交付対象者に該当するかどうかは聞いておりませんので、担当者に問い合わせて調査いたします。</p>
3番委員	<p>よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ほかにご質疑、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>「なし」の声あり。</p>
議長	<p>議案第1号のうち、利用権設定分の11番から13番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号のうち、利用権設定分の11番から13番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に議案第1号のうち利用権設定分の14番から32番について、ご審議願います。</p>
委員	<p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
議長	<p>「なし」の声あり。</p>
委員	<p>議案第1号のうち、利用権設定分の14番から32番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号のうち、利用権設定分の14番から32番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを議題といたします。</p> <p>これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。</p>
小委員長	<p>4月12日の転用調査時に、私と、31番、37番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。</p> <p>申請に基づき、1番から8番について、現地確認と聞き取り調査を行</p>

った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から7番は売買、8番は子への贈与による申請でございます。

申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま

す。以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の5ページから28ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号のうち、1番から5番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第2号にのうち1番から5番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、1番から5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に議案第2号のうち、6番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、11番委員の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第2号のうち6番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(11番委員の復席確認)

次に議案第2号のうち、7番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき、17番委員

委員
議長

の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号のうち7番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(17番委員の復席確認)

次に議案第2号のうち、8番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、22番委員の退席を求めます。

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号のうち8番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(22番委員の復席確認)

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更除外申出の意見決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。目的は、一般住宅です。

資料の29ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ290m行った農用地区域内農地で、東は畑、西は市道及び雑種地、南は公衆用道路、北は宅地及び雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当

します。

事業計画者は、現在借家住まいであることから、父の知人が所有する申請地を譲り受け、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

代替地についても何箇所か検討しており、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでしたので、小委員会では除外もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の30ページをお開きください。

申請地は、 から南東へ180m行った農地で、東は畑、西と北は宅地、南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

なお、隣接する宅地と一体利用し、総面積は423㎡になる予定です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の19ページをお開きください。

申請地は、 から北へ10m行った農地で、東は宅地、西は里道、南は市道、北は宅地及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地から30mほどの場所に高齢者施設と保育施設を運営していますが、駐車場が狭くなってきたことから、利便性・安全性向上のために、今回申請地を賃貸借し、駐車場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、太陽光発電施設です。

資料の31ページをお開きください。

申請地は、 から南東へ110m行った農地で、東と北は畑、西は水路、南は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、全国的に太陽光発電事業を展開している法人で、事業の規模拡大を図るため、今回申請地を取得し、新たに太陽光発電施設を整備する計画です。

土地の形状については現状で、周囲をフェンスで囲む予定です。設置するパネルの高さは最高で約1.3mであり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、貸駐車場です。

資料の32ページをお開きください。

申請地は、 から北東へ380m行った農地で、東は市道、西と北は里道、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用

途地域内農地に該当します。

申請人は、今回申請地を取得し、近隣の老人福祉施設や周辺住民への貸駐車場として整備する計画であります。

土地の形状については現状で、構造物の建設もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、駐車場兼通路です。

資料の33ページをお開きください。

申請地は、 から北西へ70m行った農地で、南は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在2カ所の有料駐車場を借りており、車の駐車に苦慮していることから、今回自宅に隣接する申請地を取得し、駐車場兼通路として利用する計画であります。

土地の形状については40cmほど盛土し、砂利を敷く予定であり、境界ブロックは設置済です。周囲に農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の34ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ450m行った農地で、東は市道、西と北は水路、南は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、周囲に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、面積が一般住宅の転用の目安である500㎡を上回っていることから、今回理由書が提出されております。

申請地の地形は三角形であり、申請地を分筆し、農地として残しても利用価値がないことから、小委員会ではやむを得ないと判断したところ

です。

次に番号7番ですが、転用目的は、建売住宅です。

資料の35ページをお開きください。

申請地は、[]から南東へ470m行った農地で、東は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、北側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、農業及び土木建築や不動産業を行う法人の会社役員で、今回申請地を取得し、建売住宅2棟を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の36ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ550m行った農地で、東と南は畑、西は宅地、北は県道に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、周囲に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、今回父が所有する申請地を譲り受け、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定で、隣接農地との間に緩衝地も設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号9番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の37ページをお開きください。

申請地は、[]から北へ240m行った農地で、東は畑、西と北は宅地、南は用悪水路に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、北側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、今回おじが所有する申請地を譲り受け、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であり、隣接農地との間に緩衝地も設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと

のと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号10番ですが、転用目的は、農業用倉庫です。

資料の38ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ260m行った農用地区域内農地で、南は用悪水路、それ以外は畑に接しています。

農地区分、許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。なお、申請地は、農用地区域の用途区分変更の途中で、許可される見込みです。

申請人は、農業を営んでおり、資材等を保管するための農業用倉庫を建築する計画ではありますが、既に事前着工していたことから、今回始末書が添付されております。

土地の形状については現状で、土留工事済です。申請地は自己の経営農地の一部で、既に排水対策も施されており、周囲の農地に与える影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号11番ですが、転用目的は、堆肥舎です。

資料の39ページをお開きください。

申請地は、 から北西へ310m行った農地で、東は畑、西と北は農道、南は畑と用悪水路に接しています。

農地区分、許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設に該当します。

申請人は、畜産業を営んでおり、現在申請地を使用貸借し堆肥舎を有していますが、老朽化しているため、申請地を取得し堆肥舎を再建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号12番ですが、転用目的は、農家住宅及び農業用倉庫です。

資料の40ページをお開きください。

申請地は、 から北へ140m行った農地で、東は宅地、西は畑、南は県道及び宅地、北は畑及び公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、周囲に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する農家住宅と農業用倉庫を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定で、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号13番ですが、転用目的は、牛舎です。

資料の41ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北西へ約1.8km行った農用地区域内農地で、東は農道、西は農業用施設、南は畑及び農道、北は畑に接しています。

農地区分、許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、平成31年2月26日付で、農業用施設用地として用途区分変更がされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、畜産業を営んでおりますが、今回経営の規模拡大を図るため、自己所有の牛舎に近い申請地を取得し、新たに牛舎を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。申請地は既存施設に近く、汚水処理等にも配慮することから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号14番ですが、転用目的は、農家住宅及び倉庫です。

資料の42ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北西へ400m行った農地で、東は水路、西は市道、南は畑、北は畑及び水路に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、東側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在実家住まいであることから、今回父が所有する申請地を使用貸借し、自己の居住する農家住宅と倉庫を建築する計画であります。倉庫につきましては、申請地を貸人の兄が管理していた頃、もともと育苗ハウスとして建てられたものを、その後補強し既に倉庫として利用していたことから、今回始末書が提出されております。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であり、隣接農地との間に緩衝地も設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

のと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。それでは議案第4号のうち、1番について、ご審議願います。これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、17番委員の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第4号のうち1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号のうち、1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(17番委員の復席確認)

次に議案第4号のうち、2番から12番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8番委員 3番の太陽光発電施設ですが、雨水処理は自然流下になっていますが、東と北に畑がありますがここに影響のない土地の形状なのでしょうか。

小委員長 南にはすでに畑を挟んで太陽光発電施設があります。このことから雨水の影響はないものと考えます。

8番委員 分かりました。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第4号のうち2番から12番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号のうち、2番から12番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に議案第4号のうち、13番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、5番委員の退席を求めます。

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号のうち13番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号のうち、13番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(5番委員の復席確認)

次に議案第4号のうち、14番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき、10番委員の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8番委員

一般住宅の上限は500㎡となっておりますが、農家住宅の上限はあるのでしょうか。

事務局

農家住宅につきましては、概ね1,000㎡という上限があります。

8番委員

分かりました。

議長
委員
議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号のうち14番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号のうち、14番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(10番委員の復席確認)

次に議案第5号農用地あっせん申し出についてを議題と致します。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第5号 農用地あっせん申し出の売渡・貸付をご説明いたします。議案書の24ページをお開き下さい。

今月は、売渡申出11件、貸付申出2件、合計13件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から番号13につきましては、お目通しください。

また、地籍図等につきましては、資料の45ページから70ページまでをご参照ください。

次に、29ページをお開きください。

議案第5号 農用地あっせん申し出の買受・借受希望をご説明いたします。今月は、買受申出2件、借受申出2件、合計4件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から番号4につきましては、お目通しください。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

この「あっせん申し出」につきましては、事務局として、あっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げますので、24ページをお開きください。

番号1は20番委員と会長。

番号2は 6番委員と25番委員。

番号3は14番委員と34番委員。

番号4は30番委員と10番委員。

番号5は28番委員と 9番委員。

25ページをご覧ください。

番号6は28番委員と 9番委員。

番号7は大山地区を2番委員と21番委員。利永地区を12番と32番委員。

26ページをご覧ください。

番号8は 9番委員と29番委員。

番号9は 29番委員と9番委員。

番号10は 5番委員と38番委員。

27ページをご覧ください。

番号11は31番委員と11番委員。

番号12は15番委員と35番委員。

番号13は 3番委員と22番委員。

29ページをご覧ください。

番号1は10番委員と30番委員。

番号2は30番委員と 9番委員。

番号3につきましては、指宿市内全域可ということですので、全委員担当していただき、情報提供をお願いいたします。

番号4につきましては、開聞地区全域可ということですので、開聞地区の全委員担当していただき、情報提供をお願いいたします。

議長

委員

議長

事務局

以上、事務局案として提案いたします。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 　　ただいま事務局案が発表されました。
それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員 　　（各委員了解あり）
議長 　　それでは、議案第5号は、原案のとおり承認することとし、あつせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。
次に、議案第6号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題と致します。

事務局 　事務局に議案の説明を求めます。
議案第6号荒廃農地に係る非農地判断についてご説明いたします。
それでは、30ページをご覧ください。
（番号1を議案書どおり読み上げ説明）
番号2番から11番につきましては、お目通してください。
今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査によりまして、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地として分類された荒廃農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく非農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現況確認の再調査を行いました。
その結果、議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、農地に該当しない土地であることが確認されました。
よって、11筆、2,967㎡につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について承認を求めるものです。
なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することになります。
以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま事務局の説明のとおりであります。
それでは、議案第6号について、ご審議願います。
ご質疑、ご意見はありませんか。
委員 　　「なし」の声あり。
議長 　　議案第6号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 　　「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

委員 本日の議題はこれで終了いたしました。
議長 他にございませんか。
「なし」の声あり。
他になければ、その他に入ります。
事務局 その他について、事務局に説明を求めます。
それでは、その他についてご説明いたします。31ページをお開きください。

議長 その他（議案書31ページを参照して説明）
委員 1. 4月の行事報告
議長 2. 5月の行事予定等
3. その他
(1) 農地法第3条の許可を受けて取得した農地を1年以内に転用する場合の取り扱いについて
ほかにございませんか。
「なし」の声あり。
ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

事務局 これをもちまして、第10回指宿市農業委員会を閉会いたします。
ご起立ください。
一同礼。

(閉会 午後5時10分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員6番委員

議事録署名委員7番委員